

報告第 26 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年11月30日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

記

1．令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和３年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和３年度貝塚市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３，６５７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０，０７０，３２６千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年11月９日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		5,369,111	13,657	5,382,768
	1. 地方交付税	5,369,111	13,657	5,382,768
歳 入 合 計		40,056,669	13,657	40,070,326

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		7,757,239	13,181	7,770,420
	4. 選挙費	142,100	13,181	155,281
4. 衛生費		3,952,578	476	3,953,054
	1. 保健衛生費	1,375,985	476	1,376,461
歳	出	合	計	
		40,056,669	13,657	40,070,326